

役員報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人東京聖新会定款 15 条に規定する役員のうち、理事長の報酬に関し、必要な事項を定める。

(報酬の額)

第 2 条 理事長報酬は、法人の業績状況及び勤務実態に応じて支給することができる。理事長報酬の上限を年額 100 万円以内とする。理事長の地位にあることのみによっては支給しない。また、他の理事・監事は無報酬とする。

(報酬の改定)

第 3 条 報酬の改定は評議員会にて決定するものとする。

(計算期間)

第 4 条 報酬の計算期間は当月 1 日から当月末日までを計算し翌月の 20 日に報酬を支給する

(法定控除)

第 5 条 報酬の支払いに際しては、所得税等法令に定められた額を控除する。

(欠勤時の報酬)

第 6 条 欠勤時の役員報酬は、報酬を減額控除する場合がある。

附則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この規程の変更は平成 17 年 6 月 1 日より施行する。

この規程の変更は平成 27 年 5 月 27 日より施行する。

この規程の変更は平成 29 年 6 月 21 日より施行する。

この規程の変更は平成 30 年 6 月 29 日より施行する。